

議案第 5 号

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の制定について

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例を次のとおり制定する。

平成21年 2月18日提出

川崎市長 阿部 孝 夫

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号。以下「特例法」という。）第4条第1項及び地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定に基づき、軽自動車税の徴収の方法及び税率について、川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号。以下「市税条例」という。）の特例を定めるものとする。

(税率の特例)

第2条 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等（それぞれ特例法第2条第4項から第6項までに規定する合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等をいう。以下同じ。）の所有に係る原動機付自転車、軽

自動車及び2輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）に対する軽自動車税の税率は、市税条例第64条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車 年額 500円

(2) 軽自動車

ア 2輪（側車付のものを含む。）又は3輪のもの 年額 1,000円

イ 4輪以上のもの 年額 3,000円

(3) 2輪の小型自動車 年額 1,000円

（徴収の方法の特例）

第3条 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有に係る軽自動車等に対する軽自動車税は、市税条例第67条の2の規定にかかわらず、証紙徴収の方法によって徴収する。

（証紙徴収の手続）

第4条 前条の規定により証紙徴収の方法によって徴収される軽自動車税の納税義務者である合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等は、毎年4月中において、市が発行する規則で定める証紙を購入し、当該証紙に規則で定める納税済印を受けることにより、当該軽自動車税を納付しなければならない。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律第4条第1項及び地方税法第6条第2項の規定に基づき、軽自動車税の徴収の方法及び税率について、川崎市市税条例の特例を定めるため、この条例を制定するものである。